

PTA等共済だより

2013年第1号
2013/3/15発行
(不定期発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課PTA等共済室
直通電話：03-6734-2971
メール：pykyosai@mext.go.jp

■「PTA等共済だより」の発行にあたって

平素よりPTA等共済関係業務に関し、御協力及び御尽力賜り誠にありがとうございます。

平成23年1月1日に施行されたPTA・青少年教育団体共済法(平成22年法律第42号)等をうけ、共済事業の認可を受けた団体は、平成25年3月15日現在21団体となっております。

文部科学省としても、各都道府県教育委員会、PTA若しくは青少年教育団体又は特定関係団体に対し、引き続き必要なサポートを行ってまいりたいと考えております。

このたび、PTA等共済に携わる担当者の情報交流の場として「PTA等共済だより」を発行することになりました。

(今後の掲載内容の予定)

最新の共済認可の状況、文部科学省からのお知らせ、FAQコーナー、各共済団体の紹介など。御意見や御要望もお待ちしております。

今後皆さまに寄稿をお願いすることもあります。ご協力よろしく願いたします。



■平成24年度申請の共済事業認可がすべて完了しました！

認可を終え、25年4月から事業を開始する団体は次のとおりです。(括弧内は認可年月)

団体の皆さま、教育委員会の皆さま大変お疲れ様でした。

①小中PTA・安全互助会(4団体)

財団法人 横浜市安全教育振興会 (H24. 7)

財団法人 富山県PTA親子安全会 (H24. 11)

財団法人 熊本県PTA災害見舞金安全会 (H25. 1)

社団法人 沖縄県PTA連合会 (H25. 2)

(注)横浜市、熊本県は高校までカバー

②高校PTA・安全互助会(5団体)

財団法人 神奈川県立高等学校安全振興会 (H24. 4)

財団法人 岐阜県高等学校安全振興会 (H24. 9)

財団法人 岩手県学校安全互助会 (H24. 10)

社団法人 沖縄県高等学校安全振興会 (H25. 2)

財団法人 福岡県高等学校安全振興会 (H25. 2)

■事務担当者会議を開催しました。

①自治体向け会議—平成25年1月31日(木)

11府県の教育委員会担当者が参加されました。ほとんどが既に認可を終えた又は審査中の府県が多く、主に認可後の指導や監督についての勉強会となりました。(担当者向けに6月にも実施)

(主な内容)

PTA等共済法の概要、関連する法令、共済事業の認可業務のながれと留意点、立入検査事例発表、認可後の指導や監督に向けて、立入検査 他



②団体向け会議—平成25年2月1日(金)

30団体48名が参加されました。団体向けの実務研修会は今回がはじめてでしたが、予想を上回る人数になりました。共済規程の策定や掛金算定など、実務的な内容が中心となりました。既に認可を取得している団体の他、現在認可申請中の団体、実施に向けて検討中の団体も多く参加されていました。

(主な内容)

PTA等共済法の概要、関連する法令、認可申請のながれ、「モデル共済規程」を活用した共済規程策定、共済掛金算出(演習)、認可申請書類や添付書類の準備、認可後の事業運営、共済事業認可・法人移行の事例発表 他

■お知らせ

- ・平成25年度の共済事業認可の意向調査を実施します。(都道府県教育委員会宛)
- ・来年度も自治体・団体向けの研修会を開催する予定です。実施時期は検討中です。

■ 年度替わりの時期に必要な業務

事業年度開始前(年度末まで)

□責任準備金等の積立(規則第24条、第25条、第26条関係)

共済団体は、毎年度末に責任準備金、支払備金、準備金の積立が必要になります。共済規程(算出方法書)等を参照して必要額を算定しましょう。

例) 異常危険準備金の必要積立額=収入危険共済掛金(年度末時点の純掛金の総額)×50/1000
(ただし、積立は当該事業年度における収入危険共済掛金の額の2倍に達するまで。)

□安全普及啓発活動等(規則第20条関係)

共済団体が、共済会計で安全普及啓発活動を実施する場合は、年度開始前に行政庁宛の届出が必要です。(届出事項)安全普及啓発活動等に係る事業計画書及び収支予算書、業務報告書

□共済契約申込み(各団体の共済規程参照。保険法関係)

毎共済年度開始前までに共済契約の締結を完了しましょう。



事業年度開始後

□事業開始届け(規則第39条関係)

共済団体が共済事業を開始した場合は、その旨を行政庁に届ける必要があります。

PTA青少年教育団体共済法及び同法施行規則に基づく申請書等の様式例の送付(平成24年3月28日事務連絡)参照。

□業務報告書(規則第28条、第29条関係)

共済団体は、事業年度の終了後三月以内に業務報告書を作成し、行政庁に提出する必要があります。純資産が1億円以上に団体については、公認会計士又は監査法人の監査(規則第31条)が必要になります。次号のFAQコーナーで「業務報告書の作成」について紹介予定!

PTA青少年教育団体共済法により公認会計士又は監査法人が行うとされているPTA・青少年団体共済監査について(情報提供)(平成23年10月17日事務連絡)参照。

□その他諸届出(規則第39条)

共済団体が法人移行等に伴い定款を変更したとき、理事、監事、又は評議員の就任又は退任があったとき等は、届出が必要な場合があります。事由発生後、遅滞なく届出を行ってください。

注意

上記の業務や各種届出は、団体の認可状況、事業の状況によって、必要な業務が異なります。法律等をよく確認してください。

行政庁は、必要な届出等が団体から提出されているか、必要な書類がそろっているかご確認ください。

不明な点については、文部科学省までお問い合わせください。

■ 研修資料のご案内

研修会や勉強会に参加できない団体役員の方や事務職員の方に向けて、研修資料を提供しています。1テーマ30~60分で勉強できるように、ボリュームや内容も考慮しています。現在、10テーマを用意しております。

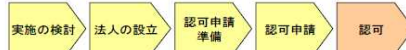
例) PTA等共済法制定経緯、法、認可申請手続き、保険(共済)用語、共済規程、コンプライアンス、監督・立入検査、内部管理体制 他

理事会、団体内研修・勉強会への講師派遣も行っております。お気軽にご相談ください。

認可申請手続きの大きな流れ

- 認可申請の手続きは、団体の現在の組織状況によって大きく2つに分かれます。

● 任意団体



● 特例民法法人



※ 特例民法法人の法人移行は、平成25年11月末までです。

V201211-01

2

研修資料のサンプル「共済事業手続き」

共済事業認可を御検討中、あるいは認可を受けてこれから本格的な業務を開始する団体の皆さま、教育委員会の担当者さま、御相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室まで御連絡ください。一緒に解決していきましょう!

次号の発行予定：平成25年3月末